

令和 7 年 第 1 回 定 例 市 議 会 議 案

(そ の 2)

岸 和 田 市

令和 7 年第 1 回定例市議会議案（その 2）

| 議案番号 | 件 名 | 備考・頁 |
|----------|--|--------|
| 議案第 11 号 | 岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | P. 5 |
| 議案第 12 号 | 岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | P. 9 |
| 議案第 13 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | P. 19 |
| 議案第 14 号 | 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | P. 23 |
| 議案第 15 号 | 特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正について | P. 27 |
| 議案第 16 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | P. 31 |
| 議案第 17 号 | 職員旅費条例の一部改正について | P. 35 |
| 議案第 18 号 | 岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例等の一部改正について | P. 41 |
| 議案第 19 号 | 岸和田市環境保全条例の一部改正について | P. 115 |
| 議案第 20 号 | 岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の一部改正について | P. 119 |
| 議案第 21 号 | 岸和田市下水道条例の一部改正について | P. 123 |
| 議案第 22 号 | 令和 7 年度岸和田市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第 23 号 | 令和 7 年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算 | 〃 |
| 議案第 24 号 | 令和 7 年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算 | 〃 |
| 議案第 25 号 | 令和 7 年度岸和田市土地取得事業特別会計予算 | 〃 |

| 議案番号 | 件名 | 備考・頁 |
|--------|------------------------|------|
| 議案第26号 | 令和7年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第27号 | 令和7年度岸和田市介護保険事業特別会計予算 | 〃 |
| 議案第28号 | 令和7年度岸和田市財産区特別会計予算 | 〃 |
| 議案第29号 | 令和7年度岸和田市下水道事業会計予算 | 〃 |
| 議案第30号 | 令和7年度岸和田市病院事業会計予算 | 〃 |

議案第11号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------------|---|------|
| 岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会 | 市立の幼稚園の閉園に関する基準の策定 その他の当該幼稚園の小規模化の解消のために必要な事項についての調査審議に関する事務 | 6人以内 |
|--------------------|---|------|

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表小中学校等規模及び配置適正化審議会委員の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------------|----|--------|-------|
| 幼稚園閉園基準等検討審議会委員 | 日額 | 9,000円 | 上記に同じ |
|-----------------|----|--------|-------|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

| | |
|---------|---|
| 6 市長 | 住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記載のない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するために番号を付番及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |

第3条第3項の表1の項中「情報」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表2の項中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表3の項及び4の項中「又は岸和田市営住宅条例」を「、岸和田市営住宅条例」に改め、「入居者に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表5の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表7の項中「又は岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例」を「、岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例」に改め、「助成に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表9の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表11の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表12の項中「支給」の次に「、地域支援事業の実施」を加え、「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表13の項中「支給」の次に「又は地域生活支援事業の実施」を、「情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表14の項中「又は」を「若しくは」に改め、「支給」の次に「又は地域子ども・子育て支援事業の実施」を、「生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」

を加え、同表15の項中「又は岸和田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」を「、岸和田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」に改め、「助成に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表16の項及び17の項中「又は岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例」を「、岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例」に改め、「助成に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

| | | |
|--------------|--|---|
| <p>19 市長</p> | <p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療給付関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給若しくは障害福祉サービスの提供若しくは助産施設における助産の実施、母子生活支援施設における保護の実施若しくは費用の徴収に関する情報、母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦</p> |
|--------------|--|---|

の訪問指導、産後ケア事業の実施若しくは未熟児の訪問指導に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する情報、健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報、老人福祉法による福祉の措置の実施若しくは費用の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費若しくは自立支援給付の支給若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報、予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する情報、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による

| | | |
|-------|---|--|
| | | <p>予防接種の実施に関する情報、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査に関する情報又は岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例、岸和田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例若しくは岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| 20 市長 | <p>予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p> |

| | | |
|-------|---|----------------------|
| 21 市長 | 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 22 市長 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 23 市長 | 知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 24 市長 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 25 市長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 26 市長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 27 市長 | 母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出又は未熟児の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 28 市長 | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 29 市長 | 災害弔慰金の支給等に関する法律によ | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|----------|---|--|
| | る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | て規則で定めるもの |
| 30 市長 | 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 31 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 32 市長 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 33 市長 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 34 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 35 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

第4条第1項の表1の項中「(昭和33年法律第56号)」を削り、同表3の項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------|--------------------------|-------|------------------|
| 3 市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管 | 教育委員会 | 住登外者宛名情報であって規則で定 |
|------|--------------------------|-------|------------------|

| | | | |
|--|---------------------|--|------|
| | 理に関する事務であって規則で定めるもの | | めるもの |
|--|---------------------|--|------|

第4条第1項の表に次のように加える。

| | | | |
|---------|---|----|----------------------|
| 5 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
|---------|---|----|----------------------|

附 則

この条例は、令和8年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

議案第13号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「保育所内科嘱託医」を「保育所・認定こども園内科嘱託医」に、「保育所歯科嘱託医」を「保育所・認定こども園歯科嘱託医、認定こども園薬剤師」に改める。

別表第3号の表保育所内科嘱託医の項中「保育所内科嘱託医」を「保育所・認定こども園内科嘱託医」に改め、同表保育所歯科嘱託医の項中「保育所歯科嘱託医」を「保育所・認定こども園歯科嘱託医」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-----------|-------|----|----------|-------|
| 認定こども園薬剤師 | 上記に同じ | 年額 | 194,200円 | 上記に同じ |
|-----------|-------|----|----------|-------|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する
条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一
部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とする。

附則第17項を附則第19項とし、附則第8項から附則第16項までを2項ずつ繰り下げ、附則第7項中「前項」を「附則第6項又は第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第6項の次に次の2項を加える。

- 7 前項に規定する者であって、その職を退職し、引き続き特別職の職員となったもの（以後その職を退職し、引き続き特別職の職員となったものを含む。）の当該退職に係る退職手当は、第4条第3項の規定にかかわらず支給しない。この場合において、先の特別職の職員としての勤続期間は、後の特別職の職員としての勤続期間に通算する。
- 8 前2項に規定する者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 特別職の職員として在職した期間について、第4条の規定により計算して得た額（前項に規定する特別職の職員については、それぞれ退職した日にその者が受けていた給料の月額及びそれぞれの特別職の職員として在職した期間を基礎として、同条の規定の例により計算して得た額の合計額）
 - (2) 国又は他の地方公共団体の職員を退職した日にその者が受けていた俸給若しくは給料の月額及び国又は他の地方公共団体の職員としての勤続期間を基礎として、職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例により計算して得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 この条例による改正後の特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例第3条の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第16号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「市長が定める災害応急対策又は災害復旧のための作業等の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が定める災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務
- (2) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての活動に係る業務

第10条第2項中「従事した日1日につき800円」を「同項第1号に規定する業務に従事する職員に対しては当該従事した日1日につき800円を超えない範囲内において、同項第2号に規定する業務に従事する職員に対しては当該従事した日1日につき2,160円」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(併給禁止)

第20条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を支給される日については、危険作業に従事する職員の特殊勤務手当又は救急業務に従事する職員の特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

職員旅費条例の一部改正について

職員旅費条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員旅費条例の一部を改正する条例

職員旅費条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「扶養親族」を「家族」に、「主として当該職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第4号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）」を加える。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）」を「出張命令権者」に改める。

第6条中「日当、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費」に改める。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加える。

第8条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条第3項及び第4項を削る。

第15条を削る。

第16条の見出しを「（宿泊費）」に改め、同条第1項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「夜数に応じ、一夜当たりの定額により支給」を「宿泊に要する費用と」に、「別表に定めるところによる」を「地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第16条第2項中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第17条を次のように改める。

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な朝食及び夕食に充てるための費用とし、1

夜当たり1,600円を支給する。ただし、第15条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費（以下「宿泊費等」という。）に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合には、1夜当たり800円を支給する。

- 2 宿泊費等に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による宿泊手当を支給しない。

第18条の見出しを「(転居費及び家族移転費)」に改め、同条第1項中「住所又は居所の移転」を「転居」に、「移転料」を「転居費」に改め、同条第2項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族」を「家族」に改め、同条第3項中「移転料及び扶養親族移転料」を「転居費及び家族移転費」に改める。

第22条中「(日当を除く。)」を削る。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)並びに宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種類について第11条から第16条まで及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員旅費条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第4号に規定する出張命令権者が新条例第4条第1項に規定する出張命令等を発する旅行及び他の条例の規定により新条例の規定による一般職の職員の例により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員旅費条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した旅行及び他の条例の規定により旧条例の規定による一般職の職員の例により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第4号に規定する出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新条例の規定

は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

議案第18号

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る
手数料に関する条例等の一部改正について

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に
関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例
等の一部を改正する条例

(岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条の表以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | | 金額 |
|---|--|----------------------------|---------------------------------|----------|
| | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計 | |
| 1 | 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」をいう。以下同じ。）に含まれる他の建築物（法第29条第3項に規定する「他の建築物」をいう。以下同じ。）（当該他の建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イ又はロに適合す | 全て | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 19,400円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 31,400円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 93,300円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 147,400円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 186,100円 |
| | | | 25,000平方メートル以 | 232,500円 |

| | | | | |
|---|--|----------|---------------------------------|----------|
| | るものであることを確認するための評価方法に限る。以下同じ。)が当該他の建築物を含む認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の評価方法と同じ評価方法によるもの(以下「認定を受けた他の建築物」という。) | | 上50,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 325,300円 |
| 2 | 前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下第4条までにおいて同じ。)がモデル建物法によるもの | 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 22,100円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 31,000円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 43,800円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 110,300円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 166,600円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 206,200円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 255,700円 |

| | | | | |
|---|--|-------------------------------|---------------------------------|----------------|
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 355,500円 |
| | | 工場等のみの場合以外の場合 | 300平方メートル未満のもの | 101,000円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 128,500円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 169,100円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 273,500円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 357,000円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 428,900円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 503,200円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 651,600円 |
| 3 | 第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のもの | | 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | | 36,100円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | 50,000円 |

| | | | |
|--|---------------|---------------------------------|------------|
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 118,000円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 174,500円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 215,500円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 266,500円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 368,600円 |
| | 工場等のみの場合以外の場合 | 300平方メートル未満のもの | 263,400円 |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 329,900円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 425,800円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 607,600円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 748,300円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 884,400円 |
| | | 25,000平方メートル以上 | 1,008,900円 |

| | | | | |
|---|-----------|---|---------------------------------|------------|
| | | | 上50,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,257,900円 |
| 4 | 仕様基準によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 20,600円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 22,100円 |
| | | 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） | 300平方メートル未満のもの | 38,400円 |
| | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 66,200円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 119,600円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 180,700円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 331,500円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 560,400円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 982,600円 |
| | | | | |
| 5 | 併用法によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 29,900円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 33,000円 |
| | | 共同住宅等 | 300平方メートル未満 | 59,300円 |

| | | | | |
|---|-------------------------------|---------|---|------------|
| | | | のもの | |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 99,500円 |
| | | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 173,000円 |
| | | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 252,600円 |
| | | | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 485,400円 |
| | | | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 845,800円 |
| | | | 50,000平方メートル以 上のもの | 1,530,900円 |
| 6 | 仕様基準及び併用法 以外の確認方法によ るもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満 のもの | 39,900円 |
| | | | 200平方メートル以上 のもの | 44,600円 |
| | | 共同住宅等 | 300平方メートル未満 のもの | 80,200円 |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 133,500円 |
| | | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 227,100円 |
| | | | 5,000平方メートル以 上のもの | 325,300円 |

| | | | |
|--|--|---------------------------------|------------|
| | | 上10,000平方メートル未満のもの | |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 640,100円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,131,900円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 2,080,000円 |

備考

- 1 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認する方法をいう。
- 2 この表における床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。ただし、増築又は改築（以下「増築等」という。）に係る建築物（認定を受けた他の建築物を除く。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、当該増築等に係る建築物に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する場合に該当する既存部分（当該増築等に係る建築物から増築等の部分を除いた部分をいう。以下この項において同じ。）があるときは、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定の部分の床面積から当該既存部分の床面積を除いた床面積とする。
- 3 この表において「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 4 この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する方法をいう。
- 5 この表において「併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に適合することを確認する方法をいう。
- 6 申請をしようとする建築物が複合建築物の場合における手数料の額は、当該建築物のそれぞれの部分の用途に応じ、当該部分をこの表の中欄に掲げる建築物とみなし、これらの区分に当てはめて算出した金額の合計額とする。

第3条の見出し中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号の表を次のように改める。

| 区分 | | 金額 |
|--|--|----------|
| 認定を受けた他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計 | | |
| 300平方メートル未満のもの | | 6,400円 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | | 10,400円 |
| 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | 16,400円 |
| 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | 47,400円 |
| 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | | 74,400円 |
| 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | | 93,800円 |
| 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | | 117,000円 |
| 50,000平方メートル以上のもの | | 163,400円 |

第3条第2号の表以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号の表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | | 金額 |
|---|-------------------------|----------------------------|---|---------|
| | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積 | |
| 1 | 認定を受けた他の建築物 | 全て | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 |
| | | | 300平方メートル以上 | 10,400円 |

| | | | | |
|---|--|----------|---------------------------------|----------|
| | | | 1,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 16,400円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 47,400円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 74,400円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 93,800円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 117,000円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 163,400円 |
| 2 | 前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がモデル建物法によるもの | 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 22,100円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 31,000円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 43,800円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 110,300円 |
| | | | 5,000平方メートル以上のもの | 166,000円 |

| | | | |
|--|---------------|---------------------------------|----------|
| | | 上10,000平方メートル未満のもの | |
| | | 10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のもの | 206,200円 |
| | | 20,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 255,700円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 355,500円 |
| | 工場等のみの場合以外の場合 | 300平方メートル未満のもの | 101,000円 |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 128,500円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 169,100円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 273,500円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 357,000円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 428,900円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 503,200円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 651,600円 |

| | | | | |
|---|--|---------------|---------------------------------|----------|
| 3 | 第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のもの | 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 26,800円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 36,100円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 50,000円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 118,000円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 174,500円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 215,500円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 266,500円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 368,600円 |
| | | 工場等のみの場合以外の場合 | 300平方メートル未満のもの | 263,400円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 329,900円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 425,800円 |
| | | | 2,000平方メートル以上 | 607,600円 |

| | | | | |
|---|-----------|---------|---------------------------------|------------|
| | | | 上5,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 748,300円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 884,400円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,008,900円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,257,900円 |
| 4 | 仕様基準によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 20,600円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 22,100円 |
| | 共同住宅等 | | 300平方メートル未満のもの | 38,400円 |
| | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 66,200円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 119,600円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 180,700円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 331,500円 |
| | | | 25,000平方メートル以上 | 560,400円 |

| | | | | |
|---|-----------------------|---------|---------------------------------|------------|
| | | | 上50,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 982,600円 |
| 5 | 併用法によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 29,900円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 33,000円 |
| | 共同住宅等 | | 300平方メートル未満のもの | 59,300円 |
| | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 99,500円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 173,000円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 252,600円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 485,400円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 845,800円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,530,900円 |
| 6 | 仕様基準及び併用法以外の確認方法によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 39,900円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 44,600円 |
| | 共同住宅等 | | 300平方メートル未満 | 80,200円 |

| | | | | |
|-------------------------------|--|--|---|----------------|
| | | | のもの | |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 133,500円 |
| | | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 227,100円 |
| | | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 325,300円 |
| | | | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 640,100円 |
| | | | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 1,131,900 円 |
| | | | 50,000平方メートル以 上のもの | 2,080,000 円 |
| 備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。 | | | | |

第3条第3号の表以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号の表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | | 金額 |
|---|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------|
| | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計 | |
| 1 | 認定を受けた他の建築物 | 全て | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 |
| | | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの | 10,400円 |

| | | | | |
|---|--|----------|-------------------|----------|
| | | | 1,000平方メートル以上 | 16,400円 |
| | | | 2,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 2,000平方メートル以上 | 47,400円 |
| | | | 5,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 5,000平方メートル以上 | 74,400円 |
| | | | 10,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 10,000平方メートル以上 | 93,800円 |
| | | | 25,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 25,000平方メートル以上 | 117,000円 |
| | | | 50,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 163,400円 |
| 2 | 前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がモデル建物法によるもの | 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 11,800円 |
| | | | 300平方メートル以上 | 16,200円 |
| | | | 1,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 1,000平方メートル以上 | 22,600円 |
| | | | 2,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 2,000平方メートル以上 | 55,900円 |
| | | | 5,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 5,000平方メートル以上 | 83,700円 |
| | | | 10,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 10,000平方メートル以上 | 103,800円 |

| | | | | |
|---|------------------------------|----------|---------------------------------|----------|
| | | | 上25,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 128,600円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 178,400円 |
| | | 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 51,200円 |
| | | 以外の場合 | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 64,900円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 85,300円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 137,500円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 179,200円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 215,200円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 252,300円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 326,500円 |
| 3 | 第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性 | 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 14,100円 |
| | | | 300平方メートル以上 | 18,700円 |

| | | | |
|------------------------------|---|---------------------------------------|----------|
| 能適合性判定に係る 評価方法がその他の もの | 1,000平方メートル未満 のもの | | |
| | 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの | 25,700円 | |
| | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの | 59,700円 | |
| | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの | 88,000円 | |
| | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 108,500円 | |
| | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 134,000円 | |
| | 50,000平方メートル以 上のもの | 185,000円 | |
| | 工場等のみの場合 以外の場合 | 300平方メートル未満の もの | 132,400円 |
| | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの | 165,700円 |
| | | 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの | 213,600円 |
| | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの | 304,500円 |
| | | 5,000平方メートル以上 | 374,900円 |

| | | | | |
|---|-----------|---------|---------------------------------|----------|
| | | | 10,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 442,900円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 505,200円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 629,700円 |
| 4 | 仕様基準によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 11,000円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 11,800円 |
| | | 共同住宅等 | 300平方メートル未満のもの | 19,900円 |
| | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 33,800円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 60,500円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 91,100円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 166,400円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 280,900円 |
| | | | 50,000平方メートル以 | 492,000円 |

| | | | | |
|---|-----------------------|---------|-------------------------------------|----------|
| | | | 上のもの | |
| 5 | 併用法によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 15,700円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 17,200円 |
| | | 共同住宅等 | 300平方メートル未満のもの | 30,400円 |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 50,500円 |
| | | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの | 87,200円 |
| | | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 127,000円 |
| | | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 243,300円 |
| | | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 423,600円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 766,200円 |
| 6 | 仕様基準及び併用法以外の確認方法によるもの | 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 20,700円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 23,000円 |
| | | 共同住宅等 | 300平方メートル未満のもの | 40,800円 |
| | | | 300平方メートル以上 | 67,500円 |

| | | | |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|------------|
| | | 2,000平方メートル未満のもの | |
| | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの | 114,300円 |
| | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 163,400円 |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 320,700円 |
| | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 566,600円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,040,700円 |
| 備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。 | | | |

第4条（見出しを含む。）中「第11条」を「第13条」に改める。

第5条の見出し中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条の表以外の部分中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同条の表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | 金額 |
|---|---|-------------------------------|---------|
| | 新築等をしようとする建築物 | 認定の申請に係る部分の床面積の合計 | |
| 1 | 住宅（人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分を含む。）以外の登録住宅性能評価機関等が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下「性能向上基準」という。）に適合すると認めたもの | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 19,400円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 31,400円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 93,300円 |

| | | | | |
|---------------------------------|--------|---------------------------------|---------------------------------|----------|
| 用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。） | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 147,400円 | |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 186,100円 | |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 232,500円 | |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 325,300円 | |
| | その他のもの | モデル建築物により性能向上基準に適合すると認められるもの | 300平方メートル未満のもの | 101,000円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 128,500円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 169,100円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 273,500円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 357,000円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 428,900円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 503,200円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 651,600円 |
| | その他のもの | | 300平方メートル未満のもの | 263,400円 |
| 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | | | 329,900円 | |
| 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | | 425,800円 | |
| 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | | 607,600円 | |
| 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | | | 748,300円 | |
| 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | | | 884,400円 | |

| | | | | | |
|---|---------|-------------------------------|---|---------------------------------|------------|
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,008,900円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,257,900円 |
| 2 | 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの | — | | 5,900円 |
| | | その他 | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 200平方メートル未満のもの | 20,600円 |
| | | | | 200平方メートル以上のもの | 22,100円 |
| | | | 誘導基準併用法によるもの | 200平方メートル未満のもの | 29,900円 |
| | | | | 200平方メートル以上のもの | 33,000円 |
| | | | その他のもの | 200平方メートル未満のもの | 39,900円 |
| | | | | 200平方メートル以上のもの | 44,600円 |
| 3 | 共同住宅等 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの | | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 |
| | | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 23,700円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 52,300円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 93,300円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 149,800円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの | 226,300円 |

| | | | |
|---------------------------------|---|---------------------------------|----------|
| | | 平方メートル未満のもの | |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 343,100円 |
| その他 のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 300平方メートル未満のもの | 38,400円 |
| | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 66,200円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 119,600円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 180,700円 |
| | | 10,000平方メートル未満のもの | |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 331,500円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 560,400円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 982,600円 |
| | | 誘導基準併用法によるもの | |
| | | 300平方メートル未満のもの | 59,300円 |
| | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 99,500円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 173,000円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 252,600円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 485,400円 |
| 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 845,800円 | | |
| 50,000平方メートル以上のもの | 1,530,900円 | | |
| その他のもの | | 300平方メートル未満のもの | 80,200円 |
| | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 133,500円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 227,100円 |

| | | | | |
|--|--|--|---------------------------------|------------|
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 325,300円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 640,100円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,131,900円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 2,080,000円 |

備考

- 1 この表において「新築等」とは、法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。
- 2 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認する方法をいう。
- 3 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 住宅に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）
 - (2) 非住宅建築物の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。
- 5 この表において「誘導基準併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合することを確認することをいう。
- 6 この表における床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。ただし、共同住宅又は複合建築物（人の居住の用に供する建築物の部分（以下「住宅部分」という。）及び住宅部分以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。以下同じ。）（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定の申請に係る部分であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量が同省令

第13条第3項第2号の数値によるもの（以下「共同住宅等の全ての部分の申請で共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積とする。

7 申請をしようとする建築物が複合建築物の場合における手数料の額は、当該建築物のそれぞれの部分の用途に応じ、当該部分をこの表の中欄に掲げる建築物とみなし、これらの区分に当てはめて算出した金額の合計額とする。

第6条の見出し中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改める。

第7条（見出しを含む。）、第8条第1項及び第2項並びに第9条中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

第10条の見出し中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第2号中「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第3号の表以外の部分中「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同号の表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | 金額 | |
|---|---------------|---------------------------------|-------------------------------|---------|
| | 新築等をしようとする建築物 | 変更認定の申請に係る部分の床面積の合計 | | |
| 1 | 非住宅建築物 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 10,400円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 16,400円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 47,400円 |
| | | | 5,000平方メートル以上 | 74,400円 |

| | | | |
|------------|------------------------------|-------------------------------------|----------|
| | | 10,000平方メートル未満のもの | |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 93,800円 |
| | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 117,000円 |
| | | 50,000平方メートル以上 のもの | 163,400円 |
| その他 のもの | モデル建物法により性能向上基準に適合すると認められるもの | 300平方メートル未満のもの | 51,200円 |
| | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの | 64,900円 |
| | | 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 85,300円 |
| | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの | 137,500円 |
| | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 179,200円 |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 215,200円 |
| | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 252,300円 |
| | | 50,000平方メートル以上 のもの | 326,500円 |

| | | | | |
|---|---------|---------------------------------|---|---------------------------|
| | | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 132,400円 |
| | | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの | 165,700円 |
| | | | 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 213,600円 |
| | | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの | 304,500円 |
| | | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 374,900円 |
| | | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 442,900円 |
| | | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 505,200円 |
| | | | 50,000平方メートル以上 のもの | 629,700円 |
| 2 | 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの | — | 3,700円 |
| | | その他のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 200平方メートル未満のもの 11,000円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 11,800円 |

| | | | | |
|---|-------|---------------------------------|---|----------------|
| | | 誘導基準併用法によるもの | 200平方メートル未満のもの | 15,700円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 17,200円 |
| | | その他のもの | 200平方メートル未満のもの | 20,700円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 23,000円 |
| 3 | 共同住宅等 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 12,600円 |
| | | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの | 26,900円 |
| | | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 47,400円 |
| | | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 75,500円 |
| | | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 113,900円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 172,200円 |
| | | その他のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 300平方メートル未満のもの |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 19,900円 |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 33,800円 |

| | | | | |
|---|----------|---|--------------------|---------|
| | の | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの | 60,500円 | |
| | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの | 91,100円 | |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの | 166,400円 | |
| | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの | 280,900円 | |
| | | 50,000平方メートル以上 のもの | 492,000円 | |
| | | 誘導基準併用法に よるもの | 300平方メートル未満の もの | 30,400円 |
| | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの | 50,500円 | |
| | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの | 87,200円 | |
| | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの | 127,000円 | |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの | 243,300円 | |
| 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの | 423,600円 | | | |
| 50,000平方メートル以上 | 766,200円 | | | |

| | | | | |
|-------------------------------|--|--------|-------------------------------------|------------|
| | | | のもの | |
| | | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 40,800円 |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 67,500円 |
| | | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの | 114,300円 |
| | | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 163,400円 |
| | | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 320,700円 |
| | | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 556,600円 |
| | | | 50,000平方メートル以上 のもの | 1,040,700円 |
| 備考 第5条の表の備考の規定は、この表についても適用する。 | | | | |

第10条第2項及び第3項中「第36条第2項において準用する法第35条第2項」を「第31条第2項において準用する法第30条第2項」に改める。

第11条の見出し中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第12条の見出し中「第29条」を「第28条」に改め、同条の表以外の部分中「第29条」を「第28条」に改め、同表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | | | 金額 |
|---|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----|
| | 直近の 法第30 条第1 | 軽微な変更 に該当して いることを 証する | 軽微な変更 に該当して いることを 証する | 軽微な変更 に該当して いることを 証する | |

| | 項の認定に係る評価方法 | 書面の交付を受けようとする建築物 | うとする建築物の建築の計画に係る評価方法 | の用途に供する部分の床面積の合計 | | | |
|------------------|-------------------------------|------------------|------------------------------|---------------------------------|-------------|-----------------------------|----------|
| 1 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの | 非住宅建築物 | 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 | | |
| | | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 10,400円 | | |
| | | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 16,400円 | | |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 47,400円 | | |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 74,400円 | | |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 93,800円 | | |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 117,000円 | | |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 163,400円 | | |
| | | | | その他のもの | モデル建物法によるもの | 300平方メートル未満のもの | 101,000円 |
| | | | | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 128,500円 |
| 1,000平方メートル以上のもの | 169,100円 | | | | | | |

| | | |
|--------|---------------------------------|----------|
| | 上2,000平方メートル未満のもの | |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 273,500円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 357,000円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 428,900円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 503,200円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 651,600円 |
| その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 263,400円 |
| | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 329,900円 |
| | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 425,800円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 607,600円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 748,300円 |
| | 10,000平方メートル以上 | 884,400円 |
| | | |

| | | | | | |
|---------|---------------------------------|---|---------------------------------|----------------|---------|
| | | | 上25,000平方メートル未満のもの | | |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,008,900円 | |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,257,900円 | |
| 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの | | — | 3,700円 | |
| | その他 のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 200平方メートル未満のもの | 20,600円 | |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 22,100円 | |
| | | | 誘導基準併用法によるもの | 200平方メートル未満のもの | 29,900円 |
| | | | | 200平方メートル以上のもの | 33,000円 |
| | | | その他のもの | 200平方メートル未満のもの | 39,900円 |
| | | | | 200平方メートル以上のもの | 44,600円 |
| 共同住宅等 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの | | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 | |
| | | | 300平方メートル以上のもの | 12,600円 | |

| | | | |
|---|------------|---|--------------------|
| もの | | 2,000平方メートル未 満のもの | |
| | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 26,900円 |
| | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 47,400円 |
| | | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 75,500円 |
| | | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 113,900円 |
| | | 50,000平方メートル以 上のもの | 172,200円 |
| | その他 のもの | 誘導仕様基 準に適合す るかどうか の判定によ りエネルギー 消費性能 に関する評 価を行うも の | 300平方メートル未満 のもの |
| 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | | | 66,200円 |
| 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | | | 119,600円 |
| 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | | | 180,700円 |
| 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | | | 331,500円 |
| 25,000平方メートル以 上のもの | | | 560,400円 |
| | | | |

| | | |
|--------------|---------------------------------|------------|
| | 上50,000平方メートル未満のもの | |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 982,600円 |
| 誘導基準併用法によるもの | 300平方メートル未満のもの | 59,300円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 99,500円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 173,000円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 252,600円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 485,400円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 845,800円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 1,530,900円 |
| | その他のもの | |
| | 300平方メートル未満のもの | 80,200円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 133,500円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 227,100円 |
| | 5,000平方メートル以 | 325,300円 |

| | | | | | |
|---|------------|--------|--|---------------------------------|------------|
| | | | | 上10,000平方メートル未満のもの | |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 640,100円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,131,900円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 2,080,000円 |
| 2 | その他 のもの | 非住宅建築物 | 登録住宅性能評価機 関等が軽微な変更 に該当すると認め たもの | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 |
| | | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 19,400円 |
| | | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 31,400円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 93,300円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 147,400円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 186,100円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 232,500円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 325,300円 |

| | | | | | |
|---------------------------------------|-----------------|---|------------|-------------------------------------|----------|
| その他 のもの | モデル建物 法によるもの | 300平方メートル未満 のもの | 51,200円 | | |
| | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの | 64,900円 | | |
| | | 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの | 85,300円 | | |
| | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 137,500円 | | |
| | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 179,200円 | | |
| | | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 215,200円 | | |
| | | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 252,300円 | | |
| | | 50,000平方メートル以 上のもの | 326,500円 | | |
| | | その他のも の | その他のも の | 300平方メートル未満 のもの | 132,400円 |
| | | | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの | 165,700円 |
| 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの | 213,600円 | | | | |
| 2,000平方メートル以 上のもの | 304,500円 | | | | |

| | | | | |
|---------|------------------------------|---|---------------------------------|----------|
| | | | 上5,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 374,900円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 442,900円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 505,200円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 629,700円 |
| 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの | — | | 5,900円 |
| | その他のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 200平方メートル未満のもの | 11,000円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 11,800円 |
| | | 誘導基準併用法によるもの | 200平方メートル未満のもの | 15,700円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 17,200円 |
| | | その他のもの | 200平方メートル未満のもの | 20,700円 |

| | | | | |
|-------|---|------------|---|----------|
| | | | 200平方メートル以上 のもの | 23,000円 |
| 共同住宅等 | 登録住宅性能評価機 関等が性能向上基準 に適合すると認めた もの | | 300平方メートル未満 のもの | 11,300円 |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 23,700円 |
| | | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 52,300円 |
| | | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 93,300円 |
| | | | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 149,800円 |
| | | | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 226,300円 |
| | | | 50,000平方メートル以 上のもの | 343,100円 |
| | | その他 のもの | 誘導仕様基 準に適合す るかどうか の判定によ りエネルギー 消費性能 に関する評 価を行うも の | |
| | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | | | 33,800円 |
| | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | | | 60,500円 |
| | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | | | 91,100円 |

| | | |
|----------------------|---------------------------------|----------|
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 166,400円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 280,900円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 492,000円 |
| 誘導基準併 用法による もの | 300平方メートル未満のもの | 30,400円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 50,500円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 87,200円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 127,000円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 243,300円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 423,600円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 766,200円 |
| その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 40,800円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 67,500円 |

| | | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|---------------------------------|------------|
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 114,300円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 163,400円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 320,700円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 566,600円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,040,700円 |
| 備考 第5条の表の備考の規定は、この表についても適用する。 | | | | | |

第13条を削る。

第14条中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「又は法第41条第2項」を削り、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

(岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | 金額 | |
|---|--|--|-----------------------------|---------|
| | 新築等をしようとする建築物 | 認定の申請に係る部分の床面積の合計 | | |
| 1 | 住宅（人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分を用いる。以下「技術的基準」という。）以外の用途のみに供する | 登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「技術的基準」という。）に適合すると認められたもの | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 19,400円 |
| | | | 1,000平方メートル以上 | 31,400円 |

| | | | | |
|--------------------------------|--------|---------------------------------|-----------------------------|----------|
| 建築物（以下「非住宅建築物」という。） | | 上2,000平方メートル未満のもの | | |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 93,300円 | |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 147,400円 | |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 186,100円 | |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 232,500円 | |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 325,300円 | |
| | その他のもの | モデル建物法により技術的基準に適合すると認められるもの | 300平方メートル未満のもの | 103,400円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 130,800円 |
| 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | | 171,400円 | |
| 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | | 275,800円 | |
| 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | | | 359,300円 | |
| 10,000平方メートル以上 | | | 431,300円 | |

| | | | | |
|---|---------|--------|---------------------------------|------------|
| | | | 上25,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 505,500円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 654,000円 |
| | | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 265,800円 |
| | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 332,300円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 428,200円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 609,900円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 750,600円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 886,700円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,011,300円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,260,300円 |
| 2 | 一戸建ての住宅 | | 登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの | — |

| | | | | | |
|---|---|--------------------------------|---------------------------------|----------------|----------------|
| | | その他のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定により | 200平方メートル未満のもの | 22,900円 |
| | | | エネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 200平方メートル以上 | 24,500円 |
| | | | | 誘導基準併用法によるもの | 200平方メートル未満のもの |
| | | | その他のもの | 200平方メートル以上 | 35,300円 |
| | | | | 200平方メートル未満のもの | 42,300円 |
| | | | 200平方メートル以上 | 46,900円 | |
| 3 | 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） | 登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 | |
| | | | 300平方メートル以上 | 23,700円 | |
| | | | 2,000平方メートル未満のもの | 52,300円 | |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 93,300円 | |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 149,800円 | |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 226,300円 | |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 343,100円 | |
| | | | 50,000平方メートル以上 | | |

| | | | |
|--------|---|---------------------------------|----------------|
| | | 上のもの | |
| その他のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 300平方メートル未満のもの | 40,700円 |
| | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 68,500円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 121,900円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 183,000円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 333,800円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 562,700円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 985,000円 |
| | | 誘導基準併用法によるもの | 300平方メートル未満のもの |
| | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 101,800円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 175,300円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 254,900円 |
| | | 10,000平方メートル以上のもの | 487,700円 |

| | | | | |
|--|--|--------|---------------------------------|------------|
| | | | 上25,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 848,100円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,533,200円 |
| | | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 82,500円 |
| | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 135,800円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 229,400円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 327,600円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 642,400円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,134,200円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 2,082,300円 |

備考

- 1 この表において「新築等」とは、法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。
- 2 この表において「モデル建物法」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成

24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号) Iの第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書又は第3の2の2-1ただし書の規定による法第54条第1項第1号に掲げる基準の適合判定手法であって、市長が認めるものをいう。

3 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 住宅に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）

(2) 非住宅建築物の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

4 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。

5 この表において「誘導基準併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合することを確認することをいう。

6 この表における床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。

7 申請をしようとする建築物が複合建築物の場合における手数料の額は、当該建築物のそれぞれの部分の用途に応じ、当該部分をこの表の中欄に掲げる建築物とみなし、これらの区分に当てはめて算出した金額の合計額とする。

第6条第1項第3号の表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | 金額 | |
|---|---------------|------------------------------|-------------------------------|---------|
| | 新築等をしようとする建築物 | 変更認定の申請に係る部分の床面積の合計 | | |
| 1 | 非住宅建築物 | 登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 |
| | | の | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 10,400円 |
| | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 16,400円 |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 47,400円 |

| | | | | |
|--------|---|-------------------------------------|----------------|----------|
| | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 74,400円 | |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 93,800円 | |
| | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 117,000円 | |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 163,400円 | |
| その他のもの | モデル建物 法により技 術的基準に 適合すると 認められる もの | 300平方メートル未満のもの | 52,400円 | |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 66,100円 | |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 86,400円 | |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 138,600円 | |
| | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 180,400円 | |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 216,300円 | |
| | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 253,500円 | |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 327,700円 | |
| | | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 133,600円 |

| | | | | | |
|---|---------|------------------------------|---|---------------------------------|----------|
| | | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 166,800円 |
| | | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 214,800円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 305,700円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 376,000円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 444,100円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 506,300円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 630,800円 |
| 2 | 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの | — | | 3,700円 |
| | | その他のもの | 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 200平方メートル未満のもの | 12,200円 |
| | | | | 200平方メートル以上のもの | 12,900円 |
| | | | 誘導基準併用法による | 200平方メートル未満のもの | 16,800円 |
| | | | | 200平方メートル以上のもの | 18,400円 |

| | | | | | |
|---|-------|-----------|--------|--------------------|----------|
| | | | もの | | |
| | | | その他のもの | 200平方メートル未満のもの | 21,800円 |
| | | | の | 200平方メートル以上のもの | 24,200円 |
| 3 | 共同住宅等 | 登録住宅性能評価機 | | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 |
| | | 関等が技術的基準に | | 300平方メートル以上2,000平 | 12,600円 |
| | | 適合すると認めたも | | 方メートル未満のもの | |
| | | の | | 2,000平方メートル以上5,000 | 26,900円 |
| | | | | 平方メートル未満のもの | |
| | | | | 5,000平方メートル以上 | 47,400円 |
| | | | | 10,000平方メートル未満のも | |
| | | | | の | |
| | | | | 10,000平方メートル以上 | 75,500円 |
| | | | | 25,000平方メートル未満のも | |
| | | | | の | |
| | | | | 25,000平方メートル以上 | 113,900円 |
| | | | | 50,000平方メートル未満のも | |
| | | | | の | |
| | | | | 50,000平方メートル以上のも | 172,200円 |
| | | | | の | |
| | | その他のもの | 誘導仕様基 | 300平方メートル未満のもの | 21,100円 |
| | | | 準に適合す | 300平方メートル以上2,000平 | 35,000円 |
| | | | るかどう | 方メートル未満のもの | |
| | | | の判定によ | 2,000平方メートル以上5,000 | 61,700円 |
| | | | りエネルギー | 平方メートル未満のもの | |
| | | | 消費性能 | 5,000平方メートル以上 | 92,200円 |
| | | | に関する評 | 10,000平方メートル未満のも | |
| | | | 価を行うも | の | |
| | | | の | 10,000平方メートル以上 | 167,500円 |
| | | | | 25,000平方メートル未満のも | |
| | | | | の | |
| | | | | 25,000平方メートル以上 | 282,100円 |

| | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------|
| | 50,000平方メートル未満のもの | |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 493,200円 |
| 誘導基準併 用法による もの | 300平方メートル未満のもの | 31,500円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 51,600円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 88,300円 |
| | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 128,200円 |
| | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 244,500円 |
| | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 424,800円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 767,300円 |
| | その他のもの | 300平方メートル未満のもの |
| 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | | 68,600円 |
| 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | | 115,400円 |
| 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | | 164,500円 |
| 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | | 321,800円 |
| 25,000平方メートル以上 | | 567,800円 |

| | | | | |
|-------------------------------|--|--|-------------------|------------|
| | | | 50,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,041,900円 |
| 備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。 | | | | |

第7条の表を次のように改める。

| 項 | 区分 | | | | 金額 |
|---|---------------------------------|------------------------------------|---|--|----------|
| | 直近の法第54条第1項の認定に係る評価方法 | 軽微な変更に対応していることを証する書面の交付を受けようとする建築物 | 軽微な変更に対応していることを証する書面の交付を受けようとする建築物の建築の計画に係る評価方法 | 軽微な変更に対応していることを証する書面の交付に係る住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計 | |
| 1 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの | 非住宅建築物 | 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に対応すると認められたもの | 300平方メートル未満のもの | 6,400円 |
| | | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 10,400円 |
| | | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 16,400円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 47,400円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 74,400円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 93,800円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上 | 117,000円 |

| | | | | | |
|----------------|---------------------|-------------------------------------|----------------|---------------------------------|----------|
| | | 上50,000平方メートル未満のもの | | | |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 163,400円 | | |
| その 他の もの | モデル建 物法によ るもの | 300平方メートル未満のもの | 103,400円 | | |
| | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの | 130,800円 | | |
| | | 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの | 171,400円 | | |
| | | 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの | 275,800円 | | |
| | | 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの | 359,300円 | | |
| | | 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの | 431,300円 | | |
| | | 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの | 505,500円 | | |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 654,000円 | | |
| | | その 他の もの | その 他の もの | 300平方メートル未満のもの | 265,800円 |
| | | | | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの | 332,300円 |
| 1,000平方メートル以 | 428,200円 | | | | |

| | | | | |
|---------|----------------------------|---|---------------------------------|------------|
| | | | 上2,000平方メートル未満のもの | |
| | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 609,900円 |
| | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 750,600円 |
| | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 886,700円 |
| | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,011,300円 |
| | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,260,300円 |
| 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの | — | | 3,700円 |
| | その他のもの | 誘導仕様に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの | 200平方メートル未満のもの | 22,900円 |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 24,500円 |
| | 誘導基準 | | 200平方メートル未満 | 32,200円 |

| | | | | | | |
|-------|---|----------------|--|----------|-------------------------------------|----------|
| | | 併用法に よるもの | のもの 200平方メートル以上 のもの | 35,300円 | | |
| | | その他の もの | 200平方メートル未満 のもの | 42,300円 | | |
| | | | 200平方メートル以上 のもの | 46,900円 | | |
| 共同住宅等 | 登録住宅性能評 価機関等が性能 向上基準に適合 すると認めたも の | | 300平方メートル未満 のもの | 6,400円 | | |
| | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 12,600円 | | |
| | | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 26,900円 | | |
| | | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 47,400円 | | |
| | | | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 75,500円 | | |
| | | | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 113,900円 | | |
| | | | 50,000平方メートル以 上のもの | 172,200円 | | |
| | | その 他の もの | 誘導仕様 基準に適 合するか どうかの 判定によ りエネル | | 300平方メートル未満 のもの | 40,700円 |
| | | | | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 68,500円 |
| | | | | | 2,000平方メートル以 上のもの | 121,900円 |

| | | |
|--------------------|---------------------------------|----------------|
| ギー消費性能に関する評価を行うものの | 上5,000平方メートル未満のもの | |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 183,000円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 333,800円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 562,700円 |
| | 50,000平方メートル以上 | 985,000円 |
| | 誘導基準併用法によるもの | 300平方メートル未満のもの |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 101,800円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 175,300円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 254,900円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 487,700円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 848,100円 |
| | 50,000平方メートル以上 | 1,533,200円 |
| | | |

| | | | | | |
|---|--------|--------|----------------------------|---------------------------------|------------|
| | | | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 82,500円 |
| | | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 135,800円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 229,400円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 327,600円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 642,400円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1,134,200円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 2,082,300円 |
| 2 | その他のもの | 非住宅建築物 | 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 |
| | | | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 19,400円 |
| | | | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 31,400円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 93,300円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上のもの | 147,400円 |

| | | | |
|----------------|---------------------|---------------------------------|----------|
| | | 上10,000平方メートル未満のもの | |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 186,100円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 232,500円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 325,300円 |
| その 他の もの | モデル建 物法によ るもの | 300平方メートル未満のもの | 52,400円 |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 66,100円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 86,400円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 138,600円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 180,400円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 216,300円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 253,500円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 327,700円 |

| | | | |
|---------|-----------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 133,600円 |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 166,800円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 214,800円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 305,700円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 376,000円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 444,100円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 506,300円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 630,800円 |
| 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの | — | 5,900円 |
| | | その他のもの | 誘導仕様に適合するかどうかの判定によりエネルギー |
| | | 200平方メートル未満のもの | 12,200円 |
| | | 200平方メートル以上のもの | 12,900円 |

| | | | |
|-------|-------------------------------|---------------------------------|----------|
| | ギー消費性能に関する評価を行うもの | | |
| | 誘導基準併用法によるもの | 200平方メートル未満のもの | 16,800円 |
| | | 200平方メートル以上のもの | 18,400円 |
| | その他のもの | 200平方メートル未満のもの | 21,800円 |
| | | 200平方メートル以上のもの | 24,200円 |
| 共同住宅等 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの | 300平方メートル未満のもの | 11,300円 |
| | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 23,700円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 52,300円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 93,300円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 149,800円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 226,300円 |
| | | 50,000平方メートル以上のもの | 343,100円 |

| | | | |
|----------------|---|---|----------|
| その 他の もの | 誘導仕様 基準に適合するか どうかの 判定により エネルギー 消費 性能に 関する 評価 を行うもの | 300平方メートル未満 のもの | 21,100円 |
| | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 35,000円 |
| | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 61,700円 |
| | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 92,200円 |
| | | 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの | 167,500円 |
| | | 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの | 282,100円 |
| | | 50,000平方メートル以 上のもの | 493,200円 |
| | 誘導基準 併用法に よるもの | 300平方メートル未満 のもの | 31,500円 |
| | | 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの | 51,600円 |
| | | 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの | 88,300円 |
| | | 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの | 128,200円 |
| | | 10,000平方メートル以 上のもの | 244,500円 |

| | | | | | |
|--|--|--|--------|---------------------------------|------------|
| | | | | 上25,000平方メートル未満のもの | |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 424,800円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 767,300円 |
| | | | その他のもの | 300平方メートル未満のもの | 41,900円 |
| | | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 68,600円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 115,400円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 164,500円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 321,800円 |
| | | | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 567,800円 |
| | | | | 50,000平方メートル以上のもの | 1,041,900円 |

(岸和田市建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「イの表」を「イ又はウの表」に改め、同号アの表を次のように改める。

| | |
|--------|----|
| 床面積の合計 | 金額 |
|--------|----|

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 100平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 50,000円 |
| 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 72,000円 |
| 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 97,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 130,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 307,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 524,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 814,000円 |

備考 この表において「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、建築物が法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）を受けたものである場合にあっては当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積とし、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する場合を含む。）を受けたものである場合にあってはこの表の備考第3号又は第4号に定める面積に0.5を乗じて得た面積とする。

- (1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積に、既存部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積
- (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途変更をする場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に0.1を乗じて得た面積の合計
- (4) 法第6条第1項の規定による確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分について規則で定める算定方法により算定した床面積に0.5を乗じて得た面積

第6条第1号に次のように加える。

- ウ 確認申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限

る。)又は計画通知(当該通知に係る建築物の工事が同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合であって建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)に係る手数料の加算額

| 建築物の用途 | 床面積の合計 | 金額 |
|---------|---------------------------------|----------|
| 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満のもの | 20,600円 |
| | 200平方メートル以上のもの | 22,100円 |
| 共同住宅等 | 300平方メートル未満のもの | 38,400円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 66,200円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 119,600円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 180,700円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 331,500円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 560,400円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 982,600円 |

備考

- この表において「床面積の合計」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。
- この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

第6条第2号アの表を次のように改める。

| 完了検査を行う部分の床面積の合計 | 金額 |
|---------------------------------|---------|
| 100平方メートル以内のもの | 25,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 29,000円 |
| 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 36,000円 |
| 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 60,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 84,000円 |

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 229,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 336,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 566,000円 |

備考 第1号アの表の備考の規定（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物に係る部分を除く。）は、この表についても適用する。

第6条第2号イの表を次のように改める。

| 完了検査を行う部分の床面積の合計 | 金額 |
|-----------------------------------|----------|
| 100平方メートル以内のもの | 22,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 26,000円 |
| 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 33,000円 |
| 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 57,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 78,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 218,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 315,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 523,000円 |

備考 第1号アの表の備考の規定（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物に係る部分を除く。）は、この表についても適用する。

第6条第2号ウを次のように改める。

ウ 当該申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合に限る。）又は通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合に限る。）に該当する場合の手数料の加算額

| 建築物の用途 | 床面積の合計 | 金額 |
|--------------|-------------------------------|---------|
| 一戸建ての住宅のみの場合 | 200平方メートル未満のもの | 7,400円 |
| | 200平方メートル以上のもの | 8,200円 |
| 共同住宅等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 14,100円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 25,300円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 45,300円 |

| | | |
|----------|---------------------------------|----------|
| | トル未満のもの | |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 69,100円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 127,100円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 214,800円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 377,500円 |
| 工場等のみの場合 | 300平方メートル未満のもの | 8,900円 |
| | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 20,100円 |
| | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 29,000円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 73,600円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 110,700円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 138,200円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 171,700円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 238,600円 |
| その他の場合 | 300平方メートル未満のもの | 43,100円 |
| | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 85,500円 |
| | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 113,000円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 183,600円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 239,300円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メ | 287,600円 |

| | | |
|--|---------------------------------|----------|
| | 一ト未満のもの | |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 338,100円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 437,700円 |

備考

- 1 この表において「建築物の用途」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 この表において「床面積の合計」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 3 この表において「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 4 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 5 申請をしようとする建築物が複合建築物（人の居住の用に供する建築物の部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）の場合における手数料の額は、当該建築物のそれぞれの部分の用途に応じ、当該部分をこの表の中欄に掲げる建築物とみなし、これらの区分に当てはめて算出した金額の合計額とする。

第6条第4号の表を次のように改める。

| 中間検査を行う部分の床面積の合計 | 金額 |
|-----------------------------------|----------|
| 100平方メートル以内のもの | 20,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 23,000円 |
| 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 29,000円 |
| 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 50,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 68,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 184,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 279,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 470,000円 |

第6条第5号の表を次のように改める。

| | 区分 | 金額 |
|---|---|----------------------------------|
| 1 | 建築設備（昇降機を除く。）を設置する場合 | 24,000円 |
| 2 | 建築設備のうち昇降機を設置する場合 | 24,000円 (小荷物専用昇降機 13,000円) |
| 3 | 確認を受けた建築設備又は計画通知をした建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合（昇降機を除く。） | 15,000円 |
| 4 | 確認を受けた昇降機又は計画通知をした昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 | 15,000円 (小荷物専用昇降機 10,000円) |

第6条第6号の表を次のように改める。

| | 区分 | 金額 |
|---|---|---------|
| 1 | 工作物を築造する場合 | 21,000円 |
| 2 | 確認を受けた工作物又は計画通知をした工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 | 12,000円 |

第6条第7号の表中「18,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同条第8号の表中「12,000円」を「14,000円」に改め、同条第9号の表48の部から51の部までを次のように改める。

| | | | |
|----|-----------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 48 | 法第86条の8 第1項の規定 に基づく認定 申請 | 床面積の合計が100平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 50,000円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 72,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 97,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートル | 130,000円 |

| | | | |
|----|-----------------------------|--|----------|
| | | ルを超え、2,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 307,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 524,000円 |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 814,000円 |
| 49 | 法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画変更認定申請 | 工事期間の変更（軽微な変更を除く。） | 23,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 50,000円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 72,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 97,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 130,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 307,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 524,000円 |

| | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|--|---|
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 814,000円 |
| 50 | 法第87条の2 第1項の規定 に基づく認定 申請 | 床面積の合計が100平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 50,000円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 72,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 97,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 130,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 307,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 524,000円 |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 814,000円 |
| | | 51 | 法第87条の2 第2項の規定 に基づく全体 計画変更認定 申請 |
| 床面積の合計が100平方メートル以内のもの | 38,000円 | | |
| 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 50,000円 | | |
| 床面積の合計が200平方メートル | 72,000円 | | |

| | | | |
|--|--|--|----------|
| | | を 超え、300平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを 超え、1,000平方メートル以内のもの | 97,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内のもの | 130,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以内のもの | 307,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを 超え、50,000平方メートル以内のもの | 524,000円 |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを 超えるもの | 814,000円 |

第6条第9号の表56の部を次のように改める。

| | | | |
|----|-------------------------------------|--|----------|
| 56 | 令第137条の 16第2号の規 定に基づく認 定申請 | 床面積の合計が100平方メートル 以内のもの | 31,000円 |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを 超え、200平方メートル以内のもの | 40,000円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを 超え、300平方メートル以内のもの | 58,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを 超え、1,000平方メートル以内のもの | 77,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内のもの | 104,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを 超えるもの | 245,000円 |

| | | |
|--|--|----------|
| | ルを超え、10,000平方メートル以内のもの | |
| | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 419,000円 |
| | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | 651,000円 |

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

岸和田市環境保全条例の一部改正について

岸和田市環境保全条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市環境保全条例の一部を改正する条例

岸和田市環境保全条例（平成 15 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 2 第 2 項第 3 号の表大腸菌群数 日間平均の項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「3,000」を「800」に、「単位個/cm³」を「単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第20号

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の
一部改正について

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市開発行為等の手続等に関する条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「保育所」の次に「、認定こども園」を加える。

別表保育所用地に関する事項の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|---|
| 認定こども園用地に関する事項 | 住宅の供給を目的とする開発行為等を行おうとする場合における当該開発行為等の規模に応じた認定こども園の用地の確保 |
|----------------|---|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第21号

岸和田市下水道条例の一部改正について

岸和田市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市下水道条例の一部を改正する条例

岸和田市下水道条例（昭和43年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第4号中「専属」を「選任」に改める。

第6条の3第1項第2号中「が1名以上専属」を「を1名以上選任」に改める。

第6条の8の見出し中「専属」を「選任」に改め、同条第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該責任技術者を大阪府内に所在する他の営業所において兼務させることについて当該職務を行う上で支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

第18条の6第1項中「徴収する」を「徴収することができる」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。